

改正

平成元年1月20日規則第4号

平成12年4月17日規則第35号

平成24年3月30日規則第33号

平成28年3月31日規則第24号

吹田市道路占用工作物工事執行規則

吹田市道路占用工作物工事執行規則（昭和26年吹田市規則第87号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、道路における工作物その他の施設（以下「占用工作物等」という。）についての工事であつて、路面の掘削（加工を含む。）を伴うもの（以下「工事」という。）に係る道路占用について、吹田市道路占用規則（平成2年吹田市規則第44号。以下「占用規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（占用許可の申請）

第2条 工事の施行のため、道路法（昭和27年法律第180号）第32条の規定による許可（以下「占用許可」という。）を申請しようとする者は、工事着手予定期日の15日前までに、占用規則第2条の規定による道路占用許可申請書類に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）平面図

平面図は、原則として縮尺500分の1とし、次に定めるところにより占用工作物等の道路における位置及び既設占用工作物等との関係を明らかにしなければならない。

ア 道路境界石、歩車道境界石その他適当な固定物を基準として、これらと占用工作物等の中心線との枝距及びその基準物の位置を表示するほか、路下管線路にあつては、延長50メートル及び屈曲部ごとに、その枝距並びに起点、終点、屈曲部及び街角に当たる箇所の町名番号を記入すること。

イ 舗装路面、橋面又は橋台敷付近を掘削しようとするときは、工事の施行区域を表示すること。

ウ 路下管線路については、その状況を表示すること。

（2）構造図

構造図には、占用工作物等の構造及び寸法を明らかにしなければならない。ただし、あらかじめ構造の様式を定めて市長の承認を得たもの及び建柱等の簡易な慣用工作物については、本図を省略することができる。

(3) 既設占用工作物等の管理者との協議書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 次の各号に該当する工事を施行しようとする者は、前項に規定する書類のほか、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 路下管線路工事

大阪地方水準基標（O、P）による路面高及び占用工作物等の上端高、覆土の厚さ並びに既設占用工作物等と接近し、又は交差するときはその状況を表示した断面図（縦断面図については縮尺横500分の1・縦50分の1、横断面図については縮尺100分の1）

(2) 橋りょうに關係のある占用工作物等の工事

添架物を支持する構造物の強度計算書その他必要な書類

第3条 次の各号の一に該当する工事の施行のため、占用許可を申請しようとする場合においては、前条の規定による手続の一部を省略することができる。

(1) 20メートル以内の各戸引込みの路下管線路の新設、改築又は撤去工事

(2) 既設占用電柱（支線、支線柱を含む。）の建替え及びアース棒の設置工事

(3) 既設路下管線路（人孔を含む。）の小修繕のための道路掘削工事

(4) 軽易な試験又は故障修理のための道路掘削工事

(5) 突発事故に対する応急処置のための道路掘削工事

(6) 既設路下管線路への人孔の新設工事

2 前項第5号に規定する応急処置をしようとする場合において、申請の手続をするいとまがないときは、市長に申し出て、その指示を受けて工事を施行することができる。この場合においては、工事着手後遅滞なく、理由を付して申請の手続をしなければならない。

（工事着手届）

第4条 第2条の規定により申請し、占用許可を受けた者（以下「工事施行者」という。）は、工事着手の3日前までに、工事着手届を提出しなければならない。この場合において、市長が必要があると認めるときは、実施工程表を添付させることがある。

（工事の実施基準）

第5条 工事現場における工事の施行区域は、時間、方法及び工事施行上必要な措置については、別に定める基準によらなければならない。

（保安施設等）

第6条 工事現場においては、交通の安全と円滑を確保するため、別に定める保安施設等を設置しなければ

ならない。

(仮復旧工事)

第7条 工事施行者は、埋戻し完了後速やかに、掘削跡の仮復旧工事を施行しなければならない。

(本復旧工事)

第8条 掘削跡の本復旧工事は、市が施行する。

2 前項の規定により難いと市長が認める工事については、工事施行者が本復旧工事を施行することができ
る。この場合においては、市長が指定する工法及び面積で本復旧工事を施行しなければならない。

3 前項の本復旧工事の面積は、別に定める基準により算定するものとする。

(工事終了後の手続)

第9条 工事施行者は、本復旧工事終了後7日以内に市長に工事完了届を提出し、係員の立会検査を受けな
なければならない。

2 市長は、前項の立会検査において、その復旧状態が適当でないと認める場合は、工事施行者に対し、必
要な措置を命ずることができる。

(工事終了後の工事現場の保全)

第10条 工事施行者は、第8条第1項の規定により市が本復旧工事を施行する場合にあつては当該工事に着
手するまでの間、同条第2項の規定により工事施行者が本復旧工事を施行する場合にあつては当該工事
について前条第1項の規定による立会検査を終了するまでの間、工事現場の安全を確保するための必要
な措置を講じなければならない。

(かし補修責任)

第11条 第9条第1項に規定する立会検査終了後、復旧に係る道路に損傷が生じた場合において、その損傷
が工事施行者の施行した本復旧工事のかしに起因すると認められるときは、工事施行者は、その損傷に
ついて、立会検査後1年間補修の責めを負わなければならない。

(工事による道路の損傷)

第12条 工事施行者は、工事により工事の施行区域以外の道路を損傷したときは、直ちに市長に届出のうえ、
その指示に従い復旧しなければならない。

(復旧工事の費用)

第13条 第8条第1項の規定により市が本復旧工事を施行する場合の当該工事に要する費用又は同条第2
項の規定により工事施行者が本復旧工事を施行する場合の当該工事の立会検査に要する費用は、市長が
定めるところにより、工事施行者が負担しなければならない。

2 工事施行者は、工事着手前において市長が指定する期日までに、前項の費用の概算額を予納しなければ

ならない。ただし、緊急を要する工事又は概算額の算定が困難なものその他市長が予納の必要がないと認めるものについては、この限りでない。

- 3 前項の規定により予納した費用については、工事完了後精算し、過不足があるときは、還付し、又は追徴するものとする。

(随時の検査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、工事の施行について随時に検査を行うことができる。

(工事の制限)

第15条 新設又は改修を行つた舗装道路については、舗装工事終了後道路交通の障害及び道路損傷を最小限にとどめるため、工事に対し、別に定める基準により必要な制限を加えるものとする。

(委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、土木部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和61年4月1日前に、この規則による改正前の吹田市道路占用工作物工事執行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の吹田市道路占用工作物工事執行規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成元年1月20日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(以下省略)

附 則 (平成12年4月17日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第33号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第24号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。